

薬食監麻発 0817 第 1 号

平成 22 年 8 月 17 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



医療機器の広告について

医療機器の広告については、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）及び「医薬品等適正広告基準について」（昭和 55 年 10 月 9 日付け薬発第 1339 号厚生省薬務局長通知）（以下「適正広告基準」という。）によりその適正化に努めてきたところである。

今般、適正広告基準別紙第 3（基準）「5 医療用医薬品等の広告の制限」の運用に当たり、下記のとおり留意すべき事項を整理したので、ご了知のうえ貴管下関係機関への周知方お願いしたい。

記

適正広告基準別紙第 3（基準）「5 医療用医薬品等の広告の制限」について

「5－（2）」の「一般人が使用するおそれのないもの」とは、薬事法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 1 号）第 93 条第 1 項の規定に基づく設置管理医療機器及び特定の資格者（例えば、医師、歯科医師、診療放射線技師等）しか扱うことができない医療機器である。